

毎週火、金曜日発行(但休日に行わぬ)
昭和四年四月十五日第三種郵便物
鳥取県(鳥取市)

鳥取県公報

目次

- ◇規則 河川法を準用すべき河川に認定した河川に対し河川法の規定を準用する規則
- ◇告示 河川法を準用する河川の認定

規 則

河川法を準用すべき河川に認定した河川に対し河川法の規定を準用する規則をここに公布する。

昭和三十八年一月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二号

河川法を準用すべき河川に認定した河川に

対し河川法の規定を準用する規則

昭和三十八年一月二十五日付け鳥取県告示第二十四号

で河川法(明治二十九年法律第七十一号)を準用すべき河川に認定した河川に対しては、河川法準用令(明治三十二年勅令第四百四号)第二条の規定によるほか、河川法第六条第一項本文、第七条、第九条から第十一条まで、第十五条、第二十九条から第三十二条まで及び第四十八条の規定を準用する。

2 河川法準用令第二条において準用する河川法又はこれに基づいて発する命令により、知事の許可を受けなければならぬ事項で、前項の河川認定の際に現存するものについては、この規則施行の日から三月以内にその許可を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二十四号
河川法准用令(明治三十二年勅令第四百四号)第一条第一項の規法により、河川法を准用する河川を次のとおり認定した。
昭和三十八年一月二十五日
鳥取県知事 石 破 二 朗

大井手川	右岸	八頭郡河原町大字渡一木字天坪一〇三九の一番地先	鳥取市徳尾字千早一面一六七の一番地先(野坂川合流点)	まで
	左岸	大字河原西地村の二番地先	から	まで
明辺川	右岸	八頭郡若桜町大字根安字垣ノ岡四三六の一番地先	から	まで
	左岸	八頭郡若桜町大字根安字垣ノ岡四三六の一番地先	から	まで
根安川	右岸	八頭郡若桜町大字根安字垣ノ岡四三六の一番地先	から	まで
	左岸	八頭郡若桜町大字根安字垣ノ岡四三六の一番地先	から	まで
天木川	右岸	八頭郡智頭町大字大屋字谷田三三五番地先	から	まで
	左岸	八頭郡智頭町大字大屋字谷田三三五番地先	から	まで
大屋川	右岸	八頭郡智頭町大字大屋字谷田三三五番地先	から	まで
	左岸	八頭郡智頭町大字大屋字谷田三三五番地先	から	まで
真鹿野川	右岸	八頭郡智頭町大字真鹿野字大井田四六一の一番地先	から	まで
	左岸	八頭郡智頭町大字真鹿野字大井田四六一の一番地先	から	まで
瀬戸川	右岸	岩美郡岩美町大字岩井字神福寺六四七番地先	から	まで
	左岸	岩美郡岩美町大字岩井字神福寺六四七番地先	から	まで
駒馳山川	右岸	岩美郡福部村大字細川字上駒馳山一六三の一番地先	から	まで
	左岸	岩美郡福部村大字細川字上駒馳山一六三の一番地先	から	まで
日津川	右岸	岩美郡福部村大字細川字大平八九〇番地先	から	まで
	左岸	岩美郡福部村大字細川字大平八九〇番地先	から	まで
蔵見川	右岸	岩美郡福部村大字蔵見字大平六六六番地先	から	まで
	左岸	岩美郡福部村大字蔵見字大平六六六番地先	から	まで

勝谷川	右岸	気高郡気高町大字寺内字細手一四〇番地先	から	まで
	左岸	気高郡気高町大字寺内字細手一四〇番地先	から	まで
滑石川	右岸	気高郡鹿野町大字河内字上田畑ケ三、三九九番地先	から	まで
	左岸	気高郡鹿野町大字河内字上田畑ケ三、三九九番地先	から	まで
浅津川	右岸	東伯郡大栄町大字穂波字胴像一四二の二番地先	から	まで
	左岸	東伯郡大栄町大字穂波字胴像一四二の二番地先	から	まで
園川	右岸	倉吉市大字中河原字下河原七六〇番地先	から	まで
	左岸	倉吉市大字中河原字下河原七六〇番地先	から	まで
江東川	右岸	西伯郡大山町大字宮内字垣内二〇二の三番地先	から	まで
	左岸	西伯郡大山町大字宮内字垣内二〇二の三番地先	から	まで
山田谷川	右岸	西伯郡西伯町大字代株字後道七〇の二番地先	から	まで
	左岸	西伯郡西伯町大字代株字後道七〇の二番地先	から	まで
神戸川	右岸	日野郡日南町大字神福字山田尻七二七の四番地先	から	まで
	左岸	日野郡日南町大字神福字山田尻七二七の四番地先	から	まで
白谷川	右岸	日野郡日南町大字福塚字旗田ノ上三六二九の一番地先	から	まで
	左岸	日野郡日南町大字福塚字旗田ノ上三六二九の一番地先	から	まで
長陽川	右岸	日野郡日南町大字河上字大江谷六一〇五三番地先	から	まで
	左岸	日野郡日南町大字河上字大江谷六一〇五三番地先	から	まで
塩見川	右岸	岩美郡福部村大字左近字岡垣一、三二〇番地先	から	まで
	左岸	岩美郡福部村大字左近字岡垣一、三二〇番地先	から	まで
箭溪川	右岸	岩美郡福部村大字八重原字石休八二六次一番地先	から	まで
	左岸	岩美郡福部村大字八重原字石休八二六次一番地先	から	まで
江川	右岸	岩美郡福部村大字山湯山字奥楠城七六三番地先	から	まで
	左岸	岩美郡福部村大字山湯山字奥楠城七六三番地先	から	まで
砂田川	右岸	岩美郡津ノ井村大字桂木字会地向二九一番地先	から	まで
	左岸	岩美郡津ノ井村大字桂木字会地向二九一番地先	から	まで
吉田川	右岸	岩美郡岩美町大字浦富字西虎ヶ池一、〇四四の一番地先	から	まで
	左岸	岩美郡岩美町大字浦富字西虎ヶ池一、〇四四の一番地先	から	まで

千代川	白坪川	大江川	私都川	佐谷川	浜村川	三徳川	北谷川
右岸	左岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
八頭郡智頭町大字駒掃字石舟二六三の内第一番地先	八頭郡智頭町大字西山谷字エタ久保田五九九次の一番地先	八頭郡船岡町大字大江字宮ノ前九三〇番地先	八頭郡家町大字姫路字上河原四一八番地先	八頭郡鹿野町大字河内字龍盤魚山二九八七の一番地先	八頭郡気高町大字寺内字宮河原一二三番地先	東伯郡三朝町大字俵原字水ノ上ノ式二一〇番地先	倉吉市大河内字丸山五九三の一番地先
から	から	から	から	から	から	から	から
河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで	河川法準用河川地点まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物外 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県鳥取市栗谷町 鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所
鳥取県鳥取市印刷所

【定価 一月 二五〇円 (郵送料共)】